

知らないで損！ “収入の壁” 最新ルール解説セミナー

～税金と保険のギモンを今こそスッキリ！～

講師

関東信越税理士会松本支部派遣税理士
保科 展之氏
(保科輝英税理士事務所)
(保科社会保険労務士事務所)

受講料
無料

会員・非会員問わず
参加できます。

近年注目が高まっている「収入の壁」(106万円・130万円・150万円)——。パートや副業などで働く中、「扶養を外れたらどうなる?」「手取りは減る?」「年金や医療保険は?」などの不安や疑問を感じたことはありませんか。本セミナーでは、税理士・社会保険労務士ダブルライセンスの講師が、最新の制度改正(2025年には非課税ラインが160万円に引き上げられるなど)も踏まえて、制度の仕組み・影響・“損なく働く”ための判断基準をわかりやすく解説します。働き方に迷う方や従業員サポートをしたい方におすすめです。皆さまのご参加をお待ちしております。

令和7年
●開催日時: **12/16** 火 午後1時30分～午後4時30分

【セミナー】	午後1時30分～午後3時 ZOOM参加可能
【個別相談会】	午後3時～午後4時30分 (事前予約制 個別相談のみの参加可)

- 会場: 松本商工会館 3階 301会議室
- 定員: 30名(定員になり次第締切させていただきます。)
- 申込期限: 前日までお申込を受付いたします。

申込方法

FAX

or

メール

or

申込フォーム

下記の申込書に
必要事項をご記入の上、
FAX: 0263-32-1482

下記メールアドレスに
必要事項を送信
soudan@mcci.or.jp



カリキュラム

【第1部 収入の壁とは?制度のしくみと背景】

- ・「年収の壁」の基本とは?税・社会保険・扶養制度の基礎を整理
- ・各「壁」の違いと位置づけ:「103万」「123万」「106万」「130万」「150万」「201万」のポイント
- ・制度改正の最新ポイント:
 - ※所得税・配偶者控除の収入上限が
103万円→123万円に引き上げ(2025年)
 - ※所得税の非課税ライン(扶養ライン)が
160万円に引き上げ(同時期)
 - ※社会保険(106万円)の年収・賃金要件が
撤廃予定(2026年～)、時間要件(週20h以上)のみへ

【第2部 収入の壁を超えたらどうなる?】

- ・社会保険加入の影響:手取りが減る一方で将来の年金や傷病・出産手当などの保障が受けられる
- ・配偶者控除・特別控除の見直し:103万→123万円へ緩和され「あと20万円」働ける層が増加
- ・就労調整のメリット・デメリット:
 - ※課税回避の働き方から自由になりやすくなる
 - ※但し「労働時間の壁」は依然として残る点に注意

【第3部 損をしない働き方・企業の実務対応】

- ・収入設計の視点
- ・企業側の実務対応

主催

松本商工会議所 中小企業振興部 経営支援グループ

〒390-8503 松本市中央1-23-1
TEL: 0263-32-5350 FAX: 0263-32-1482
URL: <https://www.mcci.jp> Email: soudan@mcci.or.jp

『知らないで損! “収入の壁” 最新ルール解説セミナー参加申込書』

該当箇所に ☒ をしてください。

【セミナー】 ☐ 会場での参加希望 ☐ ZOOMでの参加希望

【個別相談会】 ☐ 個別相談会を希望する (午後3時～午後4時30分)

※個別相談のみの参加可。相談時間は事前にご連絡の上調整させていただきます。

事業所名				業種 (事業内容)	
住 所	(〒 -)				
T E L				F A X	
E-MAIL	(ZOOM参加の場合は必ずご記入ください。)				
参加者名				参加者名	

【個人情報の利用目的について】

本申込書にご記入頂いた個人情報につきましては、講演会開催に係る受講者名簿の作成、出欠確認、講演会運営等に関する目的でのみ使用します。

松本商工会議所
(中小企業振興部 経営支援グループ) 行

FAX.0263-32-1482